

宇治市マンション耐震診断事業費補助金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、宇治市建築物耐震改修促進計画に基づき、マンションの耐震性の向上を図るため、予算の範囲内において、マンションの所有者等からの申請に基づき当該マンションの耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、その実施を促進し、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション 住戸の数が2以上であって、延べ面積の3分の2以上が住宅の用に供されている階数が2以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の共同住宅をいう。

(2) 耐震診断 次のいずれかの方法により行う地震に対する安全性を評価することをいう。

ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針」という。）の第1に定める方法（技術指針の第1の各号列記以外の部分のただし書の規定により国土交通大臣が認める方法を除く。）

イ 技術指針の第1の各号列記以外の部分のただし書の規定により国土交通大臣が認める方法のうち、一般財団法人日本建築防災協会が定めた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（第1次診断法を除く。）及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（第1次診断法を除く。）

(補助対象マンション)

第3条 補助金の交付の対象となるマンション（以下「補助対象マンション」という。）は、市の区域内にある次の各号のいずれにも該当するマンションとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成しているものであること。

(2) 検査済証の交付を受けたことが確認できるものであること。

(3) 建築物の構造が判る図書（確認申請図書の構造図等）が保管されているものであること。

(4) この要項に基づく補助金の交付又は国若しくは京都府その他の公的機関から耐震診断に関する補助金の交付を受けていないこと。

(5) 国、地方公共団体その他の公的機関が、建築物の全部又は一部を所有又は区分所有していないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市の区域内にある補助対象マンションの所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条又は同法第65条に規定する団体）であつて、第5条に規定する耐震診断者に対し当該マンションの耐震診断を依頼した者とする。

2 前項に規定する補助対象者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 補助対象マンションが、区分所有法に基づき区分所有されている建築物である場合 補助対象者は、耐震診断の実施について、区分所有法第3条又は第65条に規定する集会において、区分所有者の4分の3以上の決議を行うか、又は、宇治市マンション耐震診断事業費補助金交付申請

に伴う所有者等同意書（様式第1号）により、区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）の4分の3以上の同意を得られていなければならない。

- (2) 補助対象マンションが、複数の者に共同所有されている場合 補助対象者は、耐震診断の実施について、宇治市マンション耐震診断事業費補助金交付申請に伴う所有者等同意書（様式第1号）により、共同所有者全員の同意を得られていなければならない。
- (3) 補助対象マンションの使用者が所有者と異なる場合 補助対象者は、耐震診断の実施について宇治市マンション耐震診断事業費補助金交付申請に伴う使用者等同意書（様式第2号）により、使用者（耐震診断に係る調査を行う際に、立入りを要する部分を使用している者に限る。）の同意を得られていなければならない。

（耐震診断者）

第5条 耐震診断を行うもの（以下「耐震診断者」という。）は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士であること。
- (2) 建築士法第23条の3第1項に規定により登録を受けた一級建築士事務所に属する者であること。
- (3) 耐震診断を行う建築物の構造に応じた講習（一般財団法人日本建築防災協会が実施したもの）を修了した者又は市長がこれと同等と認める者であること。
- (4) 耐震診断について十分な実績を有していることが、耐震診断者実績申告書（様式第3号）により確認できること。

（補助金の交付額等）

第6条 補助金の交付額は、耐震診断に要する費用の相当額に3分の2を乗じて1,000円未満を切り捨てた額以内で、1戸当たり2万円（1棟当たり100万円）を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、宇治市マンション耐震診断事業費補助金交付申請書（様式第4号）に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第5号）
- (2) 収支予算書（様式第6号）
- (3) 建築確認申請書副本の写し及び検査済証の写し
- (4) 建物（区分建物）の全部事項証明書
- (5) マンションの所有者が商業法人にあつては、商業法人登記の全部事項証明書
- (6) 耐震診断見積書の写し
- (7) 第4条第2項の要件を満たすことを証する書類（補助対象マンションが、区分所有されている場合、複数の者に共同所有されている場合又は使用者と所有者が異なる場合に限る。）
- (8) 耐震診断者が、第5条の要件を満たすこと証する書類及び耐震診断者実績申告書（様式第3号）
- (9) 耐震診断事業の工程表
- (10) その他、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定し、宇治市マンション耐震診断事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）又は宇治市マン

ション耐震診断事業費補助金不交付決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、事情により中止し、又は廃止する場合においては、速やかに宇治市マンション耐震診断事業費補助金交付申請取下届（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、当該補助金の交付の決定はないものとみなす。

（耐震診断の内容の変更）

第10条 補助決定者は、事情により耐震診断の内容を変更するときは、速やかに宇治市マンション耐震診断事業計画変更承認申請書（様式第10号）に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

- （1）事業計画変更書（様式第11号）
- （2）収支予算変更書（様式第12号）
- （3）計画変更に伴う耐震診断見積書の写し
- （4）計画変更に伴う工程表

- 2 市長は、前項の規定による変更承認申請書があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、別に定める宇治市マンション耐震診断事業計画変更承認書（様式第13号）により申請者に通知する。

（耐震診断の遂行）

第11条 補助決定者は、第8条（第10条第2項において承認を受けた者を含む。）の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に耐震診断を行わなければならない。

（実績報告）

第12条 補助決定者は、耐震診断が完了したときは、速やかに宇治市マンション耐震診断事業完了実績報告書（様式第14号）に次の書類を添付して市長に報告しなければならない。

- （1）事業成績報告書（様式第15号）
- （2）収支決算書（様式第16号）
- （3）耐震診断結果報告書の写し
- （4）耐震診断契約書の写し及び領収書の写し
- （5）その他、市長が必要と認める図書

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇治市マンション耐震診断事業費補助金額確定通知書（様式第17号）により当該補助決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助決定者は、宇治市マンション耐震診断事業費補助金交付請求書(様式第18号)を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(検査)

第16条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、職員に補助対象マンション及び関係諸帳簿等その他の物件を検査させ、関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(補助金の交付決定の取消)

第17条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、宇治市マンション耐震診断事業費補助金交付決定(一部)・(全部)取消通知書(様式第19号)により当該補助決定者に対し通知しなければならない。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 耐震診断を着手日の属する年度の1月末日までに完了させる見込みがないと市長が認めたとき。

(4) この要項及びその他の法令の規定に違反したとき。

(5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定を準用し、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、宇治市マンション耐震診断事業費補助金返還命令書(様式第20号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の保存)

第19条 補助事業者は、補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 宇治市建築物耐震改修促進計画が改定されるまでの間は、第1条中「宇治市建築物耐震改修促進計画」とあるのは、「京都府建築物耐震改修促進計画」と読み替えるものとする。

附 則

この要項は、令和4年2月1日から施行する。